

狭山市立第一学校給食センター更新事業
入札説明書等に関する第二回質問・回答

狭 山 市

平成19年6月20日

狭山市立第一学校給食センター更新事業の入札説明書等に関して、平成19年5月25日(金)から平成19年6月1日(金)までの間に受け付けた質問に対して回答したものです。

寄せられた質問は、原則として原文のまま掲載しています。ただし、事項別の分類及び記載位置については、市で整理しています。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 契約書別紙に関する質問

No	別紙番号	頁	1	(1)	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	1	27		(16)			業務開始予定日	追加していただいた「業務開始予定日」の定義の「市が決定した日」の箇所について、市の決定はいつなされるのか、決定された業務開始予定日はいつ（例：「業務開始予定日の 日前までに」など）、どのように（例：「書面にて」など）事業者へ通知されるのか、定義文面に追加していただくことをご検討ください。	各業務開始予定日は、契約締結後1箇月以内に、市が事業者の提案を基に決定し、決定後6日以内(休日を除く。)に書面により通知することとします。 上記の内容を追記します。
2	2	29	2	(2)			ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービス対価の減額	第1回質問回答 5の内容を別紙2に明記ください。 原文のままですと、改善完了予定日が「協議により決定される」と自体も不明確となっておりますのでご検討ください。	該当箇所を修正します。
3	3	31					工事契約履行保証保険	保険契約者が事業者である場合は、被保険者は狭山市様になると思いますが、いかがでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
4	3	31					維持管理及び運営業務契約履行保証保険	保険契約者が事業者である場合は、被保険者は狭山市様になると思いますが、いかがでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
5	4	32	1				設計及び建設工事等業務の対価	1行目の「施設整備費」を「施設費」に変更していただきましたが、続く2行目にも「施設整備費」がありますので同様に「施設費」への変更をお願いします。	ご指摘のとおり修正します。
6	4	32	1				設計及び建設工事等業務の対価	3行目後段「応募者」は「事業者」でしょうか。 また、「提案提出時に～」の一文については本契約の際には削除されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段:ご指摘のとおり修正します。 後段:お見込みのとおりです。
7	4	32	1				維持管理及び運営業務の対価	2行目「応募者は～」の一文については本契約の際には削除されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	4	33	2				支払い金額及び支払いスケジュールについて	割賦のスケジュールの中で、初回のH21年7月から第2回目のH22年4月までの10ヶ月間は金利据置きになり、利率の設定次第では、第2回目の支払い金額（均等払いとする前提）よりも金利の額の方が多くなることも想定されます。その場合、スケジュール表内で第2回支払時の「割賦元本」に入る数値がマイナスとなってしまいます（当該10ヶ月間の金利を全額払いきれず、金利が金利を生む）。このような事態を避けるため、2回目（H22年4月支払い分）のみ均等でない金額を提案してもよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答(5月25日公表)の契約書別紙に関する質問No.21に記載のとおり、ご提案ください。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 契約書別紙に関する質問

No	別紙番号	頁	1	(1)	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
9	4	34	2				支払金額及び支払スケジュールについて	第1回質問No.18に対して、変動費を含めた金額が記載されると貴市よりご回答いただきましたが、変動費は給食数の増減に応じて変動しますので、予め確定することはできません。ここに記載されるのは固定費のみで、変動費は含まれないことをご確認ください。	前回の回答は、今回の入札説明書に関する質問No.10の回答で示した基礎数値を基本条件として、概念的には、固定費に加えて、変動費部分となる費用が含まれるとの主旨を述べたものです。
10	4	34	3				支払方法	最終行にある「均等にて」とは、消費税抜きで割賦の元利金合計が均等となることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	4	34	3				設計及び建設工事等業務の対価の支払方法について	第1回質問への貴市回答No.19後段において「国からの交付金を見込む」ことはお答えいただきましたが、第1回目の5億円の財源として交付金を見込むかどうかと、事業契約上の貴市の支払義務は無関係であると理解しています。従って、「(交付金等を含む)」の部分の削除をご検討ください。	ご指摘のとおり修正します。
12	4	34	3				維持管理及び運営業務の対価の支払方法について	H19.5.25付で「但し書き」が追加されましたが、この部分是对価の金額に関する記述であって、支払方法ではありませんので、直前の「維持管理及び運営業務の対価の金額及び支払スケジュール」の表の下に注記として表示した方がわかりやすいと思われます。ご検討ください。	ご指摘のとおり修正します。
13	4	34	3				支払方法	第1回質問回答 32において、当該部分に「ただし、運営業務の対価については、食数変動により改定を行うものとする」が追記される旨回答を頂いておりますが、対価の改定は別紙5もしくは第58条に基づき行われるものであることを明記していただけませんか。	ご指摘のとおり修正します。
14	4	34	3				支払方法	サービス対価の支払までの具体的日数をご教示いただけますでしょうか。(例えば、事業者は完了届を 営業日以内に市へ提出する、市は 営業日以内に事業者に返答する、事業者は請求書を 営業日以内に市へ提出する、市は適法な請求書を受領後 日以内に事業者へサービス対価を支払う。)	事業契約約款(案)第50条第1項に従い5日以内に報告書を提出、第51条第1項第3号に従い市による確認(7日以内を想定)を行った後、速やかに請求書を提出していただき、当該適法な請求を受けた日から30日以内に支払う予定です。
15	5	35	2				食数変動による運営業務の対価の改定に関する基本的な考え方	本項に規定するサービスの対価の改定は、食数変動に起因するものですが、食数変動自体は事業契約書約款第52条の業務内容の変更にはあたらないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 契約書別紙に関する質問

No	別紙 番号	頁	1	(1)	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
16	5	35	3				維持管理及び運営業務に係るサービス対価の改定に関する基本的な考え方	第1回質問回答 26において、「表3に定める指標に基づき」サービス対価の改定を行なうとの回答がありましたが、表3の指標を基にどのような計算式で改定を行うのか、貴市のお考えをお示しく下さい。	初回改定は、平成22年度の対価について、その前年度の平成21年度に行います。 算定式は、以下の計算式による算定結果を改定後の対価とするものです。 $P_t = P_{t-1} \times (CSPI_{(t-1)} / CSPI_{(t-4)})$ P_{t-1} : (t-1)年度における対価 $CSPI_{(t-n)}$: (t-n)年度における価格指数 CSPI : Corporate Service Price Index (企業向けサービス価格指数)